⑵　第40条第１項第４号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値が89dBを超える騒音を発しない構造の二輪自動車（⑶に掲げるものを除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が94dBを超える騒音を発しない構造であること。

⑶　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換した二輪自動車　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が当該消音器に係る性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。

ハ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第１項第４号又は前号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

ニ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第１項第５号又は前号ロに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

五　（略）

２・３　（略）

（自動車の騒音防止装置）

第196条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、当該自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第１項第４号又は第118条第１項第３号イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に５dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

ハ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第51号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足改訂版の規則6.2.1.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。

五　（略）

２・３　（略）

（自動車の騒音防止装置）

第196条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

三　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、当該自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、既に協定規則第41号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第５改訂版の規則6.2.1.に限る。）に基づき測定された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値から５dBを超える騒音を発しない構造であればよい。